令和６年第１回阿武町議会定例会 会議録

第　１　号

令和６年２月２８日(水曜日)

開会 ９時００分 ～ 散会 １５時４６分

議事日程

開会	令和６年２月２８日(水)　９時００分	
	開会の宣告	
	議長諸般の報告	
日程第１	会議録署名議員の指名	
日程第２	会期の決定	
日程第３	町長施政方針演説	
日程第４	議案第１号	阿武町文化ホール空調関係改修工事の工事請負契約の締結について
日程第５	議案第２号	阿武町犯罪被害者等支援条例
日程第６	議案第３号	町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
日程第７	議案第４号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第８	議案第５号	阿武町手数料条例の一部を改正する条例
日程第９	議案第６号	阿武町定住促進条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第７号	阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第11　議案第８号　阿武町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第12　議案第９号　財産の取得について

日程第13　議案第10号　山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

日程第14　発議第１号　阿武町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

日程第15　議案第11号　阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第16　選挙第１号　阿武町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

日程第17　議案第12号　令和５年度阿武町一般会計補正予算(第５回)

日程第18　議案第13号　令和５年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第３回)

日程第19　議案第14号　令和５年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第２回)

日程第20　議案第15号　令和５年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第１回)

日程第21　議案第16号　令和５年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第３回)

日程第22　議案第17号　令和５年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第３回)

日程第23　議案第18号　令和６年度阿武町一般会計予算

日程第24　議案第19号　令和６年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算

日程第25　議案第20号　令和６年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算

日程第26　議案第21号　令和６年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第27　議案第22号　令和６年度阿武町介護保険事業特別会計予算

日程第28　議案第23号　令和６年度阿武町簡易水道事業会計予算

日程第29　議案第24号　令和６年度阿武町集落排水事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（８名）

議席番号

１番　　米　津　高　明

２番　　上　村　萌　那

３番　　白　松　靖　之

４番　　西　村　容　子

５番　　松　田　　穣

６番　　池　田　倫　拓

７番　副議長　　市　原　　旭

８番　議　長　　末　若　憲　二

欠席議員　　なし

欠　　員　　なし

説明のため出席したもの

町長	花　田　憲　彦
副町長(総務課長事務取扱)	中　野　貴　夫
教育長	能　野　祐　司
まちづくり推進課長	藤　村　憲　司
健康福祉課長	矢　次　信　夫
戸籍税務課長	水　津　繁　斉
農林水産課長	野　原　　淳
土木建築課長	高　橋　仁　志
教育委員会事務局長	藤　田　康　志
会計管理者	柴　田　奈　美
福賀支所長	佐　村　秀　典
宇田郷支所長	小　野　智　彦

欠席参与　　なし

事務局職員出席者

議会事務局長	三　浦　　貴
議会書記	平　田　祥　子

開会　９時００分

開会の宣告

○議長（末若憲二）　全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長　開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、１月１日に発生しました、令和６年能登半島地震でお亡くなりになられたみなさま、また被災されたみなさま方にお悔やみとお見舞いを申し上げます。せっかく家族一緒に元旦の夕時をまさに迎えようとしていた時間帯に発生し、多くの家が倒壊し、炊事を行っていた関係で、大火災も発生し、見るも無残なことになりました。１日も早い上下水道の復旧や、道路などのライフラインの復旧が進み、仮設住宅の完成も進み、復興に向けて頑張ってほしいと強く思うものであります。全国からの支援が差し伸べられていますが、ボランティアの方々も作業時間が十分に取れないとのことです。私達、山口県町議会議長会といたしましても、各議員から寄付を募り、２月15日に石川県議長会に送らせてもらいましたことを報告させていただきます。

今年の冬は全国的に暖冬といわれておりました。でも東京では、２月の気温としては最高の23度が観測されていましたが、その２～３日後には雪が降ったりと、異常気象が続いていました。阿武町では、あまり雪が降らなくてほっとしているところですが、夏場の水が心配であります。ここにきて、三寒四温を繰り返しながら、少しずつ春らしい気候となってきました。梅の花も咲き、各地で梅まつりも開催され、河津桜も早くも満開となり、もう少しすると、ソメイヨシノの桜前線の話も聞かれるようになると思います。１日でも早く本格的な春の訪れを待っているところであります。

３月というと、13年前のあの東日本大震災を思い起こしてなりません。13年前の３月11日は議会開催中であり、当日は、特別委員会後の現地踏査から帰ってきたときのテレビで見たあの映像は、我が目を疑うものでありました。このように自然災害は、いつどこで起きるか分かりません。危機感を持って対応できるところはしっかり行っていくことが大事だと思います。

また、ロシアのウクライナへの武力侵攻が起こって２年が過ぎました。一向に収まる気配はありませんし、決して許されるものではありません。世界

中の一部の国を除く多くの国々から非難の声が上がっております。しかしながらここにきて、欧米諸国からウクライナへの支援疲れの声も出ているように思います。１日も早く世界の国々から醜い争いがなくなることを願います。

そんな中、議員各位におかれましては、諸事ご多端の中、令和６年第１回阿武町議会定例会の招集にあたり、応召ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日からの阿武町議会定例会では、令和６年度一般会計予算、33億800万円と、４つの特別会計予算、13億1016万7000円と、２つの企業会計予算、３億1907万9000円で、合わせて49億3724万6000円が上程されます。内容については、この後の町長施政方針演説で説明があると思いますが、この予算により、町民のみなさまにとって、よりよい生活環境や豊かな社会を作るため、また今後１年間のまちづくりや、住民の福利厚生などが決まり、個性豊かで活力に満ちた阿武町の実現に向けた大事な予算であります。議会といたしましては、しっかり審議し、住民と行政のパイプ役だけでなく、行政のチェック機関として、改めて町民のみなさまの信任に応えるべく、機能を十分発揮していただきますようお願いいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。

○議長　本日の出席議員は８人全員です。ただ今より、令和６年第１回阿武町議会定例会を開会します。

○議長　これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、町長施政方針演説、議案説明、一部質疑・採決、委員会付託です。

議長諸般の報告

○議長　これより日程に入るに先立ち、過ぐる 12 月７日開催の令和５年第４回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

令和６年１月２日、令和６年阿武町二十歳の集いが町民センターで開催され、本職と副議長が出席いたしました。

令和６年１月５日、山口県知事及び山口県議会議長への新年あいさつが山口県庁で開催され、本職が出席いたしました。

令和６年１月６日、第１７回医療関係団体新年互例会が山口市のホテルニュータナカで開催され、本職が出席しました。

令和６年１月 13 日、令和６年阿武町消防出初式が町民センターで開催され、議員各位出席されました。

１月 26 日、阿武町新春懇話会が町民センターで開催され、議員各位出席されました。

２月３日、明日の郵政事業を考える会が萩市の千春楽で開催され、本職が出席をいたしました。

２月 18 日、阿武町栄光文化賞・阿武町っ子栄光賞授与式が町民センターで開催され、本職が出席しました。

令和６年２月 20 日、山口県町議会議長会定例会が山口市のセントコア山口で開催され、本職が出席をいたしました。

同じく２月 20 日、山口県町議会議員研修会が山口市のセントコア山口で開催され、議員各位出席されました。

２月 21 日、午前９時より議会運営員会が開催され、今期定例会に関しての協議がなされました。その結果につきましては資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長　これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、７番、市原　旭君、１番、米津高明君を指名します。

日程第２　会期の決定

○議長　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる２月 21 日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日２月 28 日から３月 19 日までの 21 日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 ご異議なしと認めます。よって会期は本日から３月19日までの21日間と決定しました。

日程第３　町長施政方針演説

○議長　日程第３、ここで今期定例会にあたり、花田町長が施政方針演説を行います。町長。

○町長(花田憲彦)　令和６年第１回阿武町議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

１月は行く２月は逃げると申しますが、早いもので、草木が芽吹く弥生３月を間近に控え、日１日と暖かさが感じられる、清々しい季節となってまいりましたが、議員のみなさまには公私ともにご多繁の中、本議会定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

さて、先ほどもありましたが、１月１日に最大震度７を観測した、令和６年能登半島地震では、７万7000棟を超える家屋の損壊、さらに大規模な火災の発生、土砂の崩落、津波等により240人を超える尊い命が失われました。また、地震による地盤の隆起や沈下、土地の液状化等により、未だ手付かずの被災住宅をはじめ、電気、上下水道等のライフラインや、道路、橋梁、鉄道等の交通インフラ、さらに、携帯電話の基地局などの通信インフラの寸断等により、復旧もままならず、今なお２万戸以上で断水が続いており、１万人以上の被災者の方々が、不安を抱えながら、不自由な避難生活を余儀なくされておられ、心や体の健康への二次被害や、災害関連死の増加も懸念されるところであります。この場をお借りして、改めまして、お亡くなりになられました方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、ご遺族や被災された全てのみなさまに、心からお見舞いを申し上げます。

今、被災市町村においては、被災者の生活支援をはじめ、地域の生活基盤の回復に向け、懸命な救援、復旧活動が行われており、国などにおいても、発生直後から関係府省が一丸となって、自衛隊や警察、消防等の大規模な広域派遣が行われているほか、都道府県や市町村からの職員の派遣や、ボランティア等による、多方面からの支援活動が展開されているところでありますが、ご尽力されている方々に、深く敬意を表するものであります。

さて、国の令和６年度予算案では、歳出構造を平時に戻していくという基本方針に加えて、その後に発生した能登半島地震対応もあり、一般会計の総額は、112 兆 5717 億円と、過去２番目の規模とされたところでありますが、特に歳出においては、物価に負けない賃上げの実現や、構造的な変化と社会課題に対応するため、子ども政策や、デジタル関連などにかかる施策に重点配分がされたところであります。また、国の地方財政対策におきましては、地方交付税の総

額は、1.7%増の 18 兆 6671 億円とされ、地方自治関係予算においては、地域ＤＸの推進として、マイナンバーカードの利便性や機能の向上、自治体情報システムの標準化共通化、また、地域で活躍する人材の確保として、地域おこし協力隊の強化や、関係人口の創出拡大、過疎対策の推進、デジタル技術を活用した郵便局と地域との連携の促進、さらに防災減災、国土強靱化の推進として、放送通信ネットワークの強靱化や、Ｌアラートによる災害情報の確実な伝達の推進、そして消防防災力、地域防災力の強化として、緊急消防援助隊や常備消防、地域消防力の充実強化のほか、消防団や自主防災組織等への取り組み支援などが掲げられているところであります。

他方、山口県の一般会計当初予算案でありますが、人口が 130 万人を割り込む中で、人口減少の克服と、本県のさらなる発展に確かな道筋をつける予算と銘打って、不妊治療にかかる経費の助成や、第２子以降の保育料の無償化、若手社員の賃金アップに取り組む事業者へ奨励金の支給等々、若者や女性に焦点をあてた事業の強化と、人口の県外流出を食い止める施策が目を引くところであります。

こうした中、本日から開会されます本議会定例会におきましては、令和６年度の当初予算をはじめ、重要な諸案件についてご審議をお願いすることとなりますので、まずは、新年度における私の施策にかかる所信の一端と、主要な施策の概要等について、申し述べさせていただきます。

ご案内のとおり、私が町長に就任したのが平成 29 年５月でありますので、今年の４月で丸７年となります。こうした中、私は、令和２年度に策定した第７次阿武町総合計画、選ばれるまちをつくるに基づき、さまざまな施策を展開しながら、各種の事業をつうじてまちづくりに取り組んでいるところであります。

こうした中、本町における喫緊の課題である出生者数でありますが、議員各位もご案内のとおり、平成 28 年度から令和３年度までの６年間は、出生者数は１ケタ台が続いておりましたが、令和４年度は７年ぶりに 12 人と２ケタ台に回復し、今年度においても 15 人の出生者が見込まれ、回復基調になっているところであります。また、転入者と転出者の差による社会増減も、令和４年度は、転出者が 88 人、転入者が 105 人で、差し引きプラスの 17 人の転入超過となり、これは昭和 30 年に阿武町が発足して以来、最大の数値となったところでありまして、令和５年度実績においても２ケタの超過が見込まれるところであります。私は、このことは、これまで他市町に先駆けて取り組んできた、０歳から高校生までの医療費の無料化をはじめ、０歳児からの保育料の完全無料化、そして保小中の給食費の無償化による子育て支援３点セットの取り組みをはじめ、各種の子育て支援、定住対策、高齢者福祉対策等々、本町の取り組んできた独自施策が、一定程度実を結んできたのではないかと考えております。

また、平成 30 年度から販売しております、柳橋分譲宅地の 29 区画も、学校や商店、公園などに近く利便性のよい立地条件や周辺環境から、子育て世帯をはじめ、ＵターンＩターン世帯の方に好評をいただき、すでに 26 区画が売れて、残り３区画となっているところであります。また、高齢者の通院や買い物を支援するため、ドアツードアのデマンド型交通も、町内全域で地域の有志のみなさんによる自主的な運航が展開されているところであります。

また、道の駅阿武町においては、昨年４月に登録 30 周年を迎え、８月に記念式典と記念碑を建立し、改めて全国道の駅発祥の地であることを全国に明らかに宣言したところでありますが、山陰道の整備後も、わざわざ立ち寄る魅力的な施設となるよう、これまでにフードコートの整備や直売所の改修、さらに相乗効果と新たな目的地となる施設として、ＡＢＵキャンプフィールドの整備や、駐車場の増設等を行ってきた結果、キャンプ場の利用者数は、計画の年１万人に対して、実績は１万 2000 人超、率にして 120％となり、道の駅の売り上げを含めた町全体への波及効果は、１億円以上のものがあったと試算しているところでありまして、今後とも、道の駅阿武町を核としたまちづくりに期待をかけているところであります。

また、現在、国交省により、山陰道木与防災事業が順調に進められているところでありますが、この工事の残土を活用して、経費の節減を図るとともに、将来的な山陰道の開通を視野に入れた企業誘致を推進し、町の雇用の場を確保するための先行投資として、山陰道に隣接する木与地区の遠根に、町営の工業団地となる、ＡＢＵファクトリーパークの整備にも着手しているところであります。

また、数年前からブランディングに取り組んできた無角和種につきましても、先日も再放映がありましたが、ＮＨＫの番組うまいッ！でも紹介され、全国的にも希少性とジューシーな赤身肉の美味しさが大きく認知され、将来にわたる展望が開けてきたと思っております。

ただ一方で、ここにきて、本町にとって地域医療の確保という大きな問題が発生してきました。議員各位にもご案内のように、移住定住条件で大きな要因の１つが医療の確保であり、高齢者が転出原因にも医療への不安がありまして、しっかりとした地域医療体制の構築が、人口定住のポイントとなります。

こうした中、現在、町内には医院は民間の１医院と、福賀診療所しかありませんが、民間医院につきましては、医師が高齢となられて、そう長くは継続が難しいという申し出を受けておりまして、今後の本町の医療体制を確保するため、令和８年度中の新たな公設公営の多機能な診療施設の開業を目指して、仮称でありますが、あぶ診療所等複合施設の整備に着手することといたしました。

なお、医師の確保につきましては、すでに山口県の担当課や、山口大学附属病院の関係者と協議をはじめておりますが、私としては、継続性の担保の観点

から、特定の医師を招致するのではなくて、山大の附属病院等から、専門の若い先生方を診療科目ごとに曜日を決めて診察にきていただき、必要に応じて、山大附属病院等につないでいただけるような医療体制を構築する中で、地方部にあっても、最先端の医療が受けられるような仕組みができたらと思っているところであります。

また、関連するわけでありますが、福賀診療所の医師が、この３月末をもって定年退職となりますが、地域からの要望や実態、実情、また、医師の意向を受けて、５年後の閉所を目途に診療日数を減らしながら、当面診療は続けることといたしました。これも大変苦しい決断でありますが、ご理解いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

こうした中、令和６年度は町制施行 70 周年を迎える節目の年であり、また、第７次阿武町総合計画の前期が終了する節目の年となると同時に、後期の総合計画を策定する年でもあります。さらに、第２次阿武町版総合戦略の最終年でもあり、これまで実施してきた各プロジェクトの効果や改善点等を検証して、横断的な指標である、就業関係人口、活動人口の達成に向けて、新たにどのような種をまくか、町の将来を見据えた第３次阿武町版総合計画を策定するほか、阿武町行政改革大綱の見直しや、阿武町ＤＸ推進計画も策定しなければなりません。

こうした中、令和６年度の当初予算でありますが、有効な事業は継続する中で、新規事業 27 件、拡充事業２件を計上し、新たな医療体制の確保とさらなる定住を進める予算と銘打って、地域医療体制の構築をはじめ、新しい分譲宅地や工業団地の整備、さらに無角和牛のブランド化など、まちの課題へ対応し、将来を展望することに意を用いて予算を編成したところであります。そして、その結果、一般会計においては、対前年度比１億 3000 万円、率にして 4.1％増の 33 億 800 万円を計上したほか、一般会計と特別会計および企業会計を合わせた予算規模は、率にして 2.6％増の 49 億 3724 万 6000 円としたところであります。

それではここで、令和６年度において取り組むこととしている主要事業について、新規事業を中心に、町の総合計画の７つの施策方針に従って、その概要を申し上げます。

はじめに、誇りと活力ある仕事づくりでありますが、農業面においては、県営で行う奈古地区の圃場整備事業の中のキウイフルーツモデル園地 2.8 ヘクタールの中に、果樹棚 0.9 ヘクタールを整備するほか、造成工事や区画整理工事負担金を引き続き支出してまいります。

また、新たに新規就業者等産地拡大促進事業補助金として、農事組合法人に対して、農業用ドローンの導入経費を補助いたします。

また、特産無角和牛ブランド化推進事業として、無角和牛肉のブランド化を

加速化するため、無角和種振興公社に対し、活動費の補助を行うとともに、ブランド化に携わる地域プロジェクトマネージャーや、飼養管理や販売促進等を担う農業支援員、集落支援員の活動を支援してまいります。

次に、町内の経済の活性化や雇用促進、移住定住の促進を目的とした企業誘致を推進する、ＡＢＵファクトリーパーク整備事業につきましては、先ほども申しましたが、木与防災事業の残土を活用して、約４ヘクタールの用地を３～４区画程度に造成するもので、新年度においては、用地を取得するほか、企業誘致推進員の活動を支援するとともに、企業へのセールス活動も積極的に展開してまいります。

さらに、新たに企業求人サポート事業として、人材確保に苦慮している町内企業を支援するため、求人イベント出店等にかかる経費の補助も行ってまいります。

また、阿武町エネルギー食料品価格等高騰対策商品券事業では、物価高騰の影響を受ける町民の家計支援を目的として、町民１人あたり 5000 円の商品券、または5500円のデジタル商品券の交付も行います。

次に２つ目でありますが、個が尊重される生活づくりについてでありますが、介護職員等研修受講料助成事業として、不足している介護従事者に対し、上限を設けた中で、研修講座や資格取得に要する経費の全額補助をいたします。

また、先ほども申し上げましたが、本庁の新たな医療体制の確保を図るため、新年度においては、(仮称)あぶ診療所等複合施設整備事業として、医師の確保や施設の整備に向けた診療科目設定や、設備等の導入計画の策定をはじめ、用地測量等も並行して実施いたします。

また、パートナーシップ宣言制度支援事業として、ＬＧＢＴＱなどの性的少数者のカップルから、宣誓、届出書を町が受理して、証明書となるカードを交付することで、カップルの方々が、例えば町営住宅の入居制限の緩和など、日常生活の届出手続等が円滑に行われるように支援をいたします。

また、インフルエンザ予防ワクチンの 75 歳以上の無料化、そして 65 歳以上の７割補助につきましては、引き続き行うとともに、新たにコロナワクチン予防接種についても、65 歳以上の方を対象に、接種費用の７割を町が負担し、自己負担を３割に軽減する制度を設けます。

また、子ども等への予防接種助成事業では、高校生までの子どもや妊婦の方を対象に、各種予防接種の半額を現在補助しておりますが、これに加え、新たにコロナワクチン接種についても対象として、半額助成を行います。

また帯状疱疹予防接種事業につきましては、現在 50 歳以上の方のワクチン接種費用の半額を補助しておりますが、新年度からは、50 歳未満の方でも、医師が必要と認めた場合は対象とするよう、事業を拡充いたします。

また、脳血管疾患予防事業として、町の健康課題である脳血管疾患の発病予

防を目的に、新たに高血圧学会や大阪大学の指導を受けながら、高血圧予防や生活習慣病予防に取り組み、高血圧ゼロのまちを目指します。

次に３つ目の、人が集まるまちづくりにつきましては、先ほども申し上げましたが、柳橋分譲宅地の 29 区画が残り３区画となりましたので、引き続き、宅地分譲による移住定住促進を図るため、新たに美咲第５分譲宅地整備事業として、30 区画程度の整備に着手することとし、新年度においては、測量設計や用地取得等を行います。

また、デマンド型交通事業においては、買い物等への交通の利便性と、心と体の健康を守る外出機会の確保のため、現在、町内３地区で一律地区内が 300 円、地区外が 500 円ということで運行しておりますが、ここにきて、宇田郷地区のうおなの郷がこの３月で閉店し、宇田郷地区には商店がゼロとなり、高齢者や運転免許を持たない人などが、いわゆる買物難民となることが予想されることなどもあり、この際、対象となる 75 歳以上の高齢者や障害者、妊婦等について、地区内 300 円を 200 円に、そして地区外 500 円を 300 円に減額するよう、料金体系を見直します。

また、町営バスにつきましては、現在は奈古・宇田郷間が地区内が 100 円、地区外が 200 円。奈古・福賀間が地区内が 100 円、地区外が 300 円でありますが、新年度から地区外をそれぞれ 100 円引き下げまして、奈古・宇田郷のバスが、地区内地区外ともに 100 円、奈古・福賀間が、地区内が 100 円、地区外が 200 円に減額改訂し、利便性の向上と外出機会の増加を図ります。さらに福祉交通券につきましては、これまで同様にご利用いただけますが、申請時に役場に来なくても、電話で申請等ができるよう手続きを簡素化いたします。

次に４つ目の、町の力となる人づくりにつきましては、学びを保障する学校づくり事業により、不登校の小中学生の居場所づくりとして、阿武小学校の空き教室を利用した教育支援センターを設置して、指導員を採用いたします。

また、ギガスクール構想で購入したｉＰａｄを授業で活用するため、教員に対する機器やアプリの利活用のサポート体制を構築するほか、中学校の部活動の地域移行を円滑に推進するため、教師に替わる指導者や、大会引率を行う部活動指導員を配備いたします。

また、町民活動支援事業として、新たに町が町民の主体的な地域づくりと、コミュニティー活動を経済的に支援し、地域課題の解決や活性化を図り、町民と行政との協働によるまちづくりを推進いたします。

なお、みどり保育園福賀分園につきましては、昨年の９月に地元説明会を開催させていただきましたが、園児の減少や保育士の確保も困難な中で、苦渋の決断ではありますが、４月から休園することとし、福賀地区の３人の園児は、送迎車に保育士が同乗して、それぞれ自宅と本園の間を送り迎えすることといたしました。

次に５つ目の、未来につなぐ環境づくりにつきましては、令和４年度同様に阿武町省エネ家電製品等導入事業として、省エネ性能の高い家電製品等への買い替え費用の半額を、５万円を上限として補助をします。

また、大型ゴミいつでも簡単予約受付事業として、大型ゴミの予約が 24 時間いつでもできるように、新たにＬＩＮＥによる予約受付システムを導入いたします。

また、野良猫不妊去勢手術費助成事業では、新たに町内にいる飼い主のいない猫の不妊手術、また去勢手術にかかる費用を負担した個人、または団体に対して一定の要件を付した中で、経費の半額を補助いたします。

また、町民の安全を守るため、新たに奈古の東光寺地区で、小規模治山事業による山腹工事を実施するとともに、歩行者の安全を確保するため、町道塩入野地線や町道釜屋片線などの道路改良や、ガードパイプの設置等も行ってまいります。

次に６つ目の、安全安心な暮らしづくりにつきましては、阿武町消防団の奈古第１分団が、この 10 月に宮城県で開催される全国消防操法大会に出場するための必要経費を計上するほか、配備から 30 年が経過している、奈古第１分団の小型動力ポンプ付積載車の更新を行います。

また、災害時における防災機関との通信体制を確保するため、山口県が実施する防災行政無線事業の再編整備にかかる経費を負担するほか、阿武町地域防災計画改定業務委託事業により、安全安心な地域づくりを推進するための、地域防災計画の全部改訂を行います。

最後に７つ目の、時代に応じた行財政運営につきましては、第８次行政改革大綱の実施期間が令和６年度で終了するにあたり、時代の変化に応じた行財政運営を実現するため、新たに第９次の行政改革大綱を策定いたします。

また、行政デジタル推進事業として、デジタル技術やデータを活用して、町民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やＡＩ等の活用により、業務の効率化を図り、行政サービスの更なる向上に繋げていくため、阿武町ＤＸ推進計画を策定いたします。

次に、町の財政運営でありますが、健全な状況で推移しておりますが、ここで改めて財政状況を申し上げます。

まず、財政の健全性を示す最も基本的な数値で、義務的経費を標準財政規模で除した経常収支比率でありますが、低ければ低いほど、いろんな施策や事業に回せるお金が多くて、弾力性が高いということになりますが、公表されている直近の令和４年度の決算でありますが、山口県の市町の平均が 93.1%に対して、阿武町は 75.1%と県内で飛び抜けて低く、長期にわたって県内の最低水準を維持し、健全財政を堅持しております。

また町の貯金ともいえる基金の残高でありますが、私が町長に就任する前の

平成 28 年度末の基金残高は 20 億 2000 万円でありましたが、令和５年度末の決算見込み額は 31 億 3000 万円で、この７年で 11 億 1000 万円積み増すことができました。

一方、町の借金ともいえる町債の残高でありますが、同様に、平成 28 年度末の町債残高は 20 億ちょうど 20 億でありましたが、令和５年度末の決算見込みでは、20 億 8000 万円で 8000 万円ほど増える見込みでありまして、基金残高が 11 億 1000 万円増えて、町債残高が 8000 万円増えましたので、差し引き実質的な貯金が、この７年間で 10 億 3000 万円増えたということになるところであります。

このことにより私としては、今後の大規模な災害や、将来に向けた相当規模の建設的投資やインフラ改修、あるいは各種の阿武町らしい特色のある特徴のある施策にも十分対応可能な財政基盤が構築できたものと考えているところであります。

以上、令和６年度に取り組むこととしております新規事業や、重要施策あるいは財政について、その概要を申し上げましたが、私はこれからも、打てば響く町民一人ひとり寄り添うまちづくりを合言葉に、もっとチェンジもっとチャレンジの精神を持って、町民のみなさまがより住みやすく、より豊かに、より安全に暮らせるまちづくりの実現に全力を尽くす所存でありますので、議員各位におかれましても、ご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案申し上げ審議をお願いいたします議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

まず議案第１号、阿武町文化ホール空調関係改修工事の工事請負契約の締結についてにつきましては、予定価格が 5000 万円を超えることから、議会のご議決をお願いするものであります。

次に議案第２号、阿武町犯罪被害者等支援条例につきましては、犯罪被害に遭われた方が、少しでも早く平穏な日常生活が取り戻せるよう、新たに犯罪被害者等への支援に関する施策を、総合的に推進するための条例を制定するものであります。

次に議案第３号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法の一部改正に合わせて、町の条例にかかる引用箇所の改正を行うものであります。

次に議案第４号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、税等の督促にかかる事務や、経費の負担および町民の不利益等を解消するため、督促手数料を廃止することに伴う関係条例の整備であります。

次に議案第５号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、政令および省令の一部改正に伴い、新設される戸籍除籍の電子証明を呈するた

めの識別符号にかかる手数料の新規追加など、戸籍法の一部改正の規定を踏まえた所要の規定の整備であります。

次に議案第６号　阿武町定住促進条例の一部を改正する条例につきましては、定住奨励金にかかるＵターン奨励金や、Ｉターン奨励金などの交付額について、全額または一部を町が発行するデジタル地域通貨で支払うことができるようにするための改正であります。

次に議案第７号、阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、福賀シェアハウスの完成に伴う物件の追加、家賃の改正のほか、町営住宅条例の準用規定を項目出しして、個別に条文として新たに規定するものであります。

次に議案第８号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、３年に１度の介護保険料の見直しに伴う保険料の改定、および所得段階の細分化を図るための条例の一部改正であります。

次に議案第９号、財産の取得についてにつきましては、美咲第５分譲宅地整備事業の土地の取得面積が 5000 平方メートルを超えることに伴い、議会のご議決をお願いするものであります。

次に議案第 10 号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてにつきましては、本年４月１日から、山口県市町総合事務組合に関係する団体に、萩長門清掃一部事務組合を加えることに伴う規約の変更等であります。

次に議案第 11 号、阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてにつきましては、現在２期目であります能野祐司教育長から、本年３月 31 日付けで辞職したい旨の願いが提出されたことに伴い、後任の教育長の任命について、議会のご同意をお願いするものであります。

次に議案第 12 号、令和５年度阿武町一般会計補正予算(第５回)、および議案第 13 号、令和５年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第３回)から、議案第 17 号、令和５年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第３回)までの一般会計および、各特別会計の補正予算でありますが、詳細につきましては、後刻関係参与から説明をいたさせますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に議案第 18 号、令和６年度阿武町一般会計予算につきましては、予算総額は 33 億 800 万円で、対前年度比１億 3000 万円、4.1%の増額であります。なお、当初予算の基本的な考え方につきましては、先ほど施政方針の中で、その主要な部分について触れさせていただきましたので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に議案第 19 号から 22 号まで、いずれも令和６年度の阿武町国民健康保険事業の事業勘定および直診勘定、さらに後期高齢者医療事業、並びに介護保険

事業の４つの特別会計の当初予算は、総額で 13 億 1016 万 7000 円となるところであります。

次に議案第 23 号、令和６年度阿武町簡易水道事業会計予算、および議案第 24 号、令和６年度阿武町集落排水事業会計予算につきましては、国の要請により、新年度から従前の官庁会計から公営企業会計に移行することになりましたが、それぞれの収益的支出と資本的支出を合計した予定額の総額につきましては３億 1907 万 9000 円となるところであります。

次に全員協議会でありますが、全経報告第１号、契約の締結についてにつきましては、町の執行にかかる契約の締結について、その概要をご報告するものであります。

次に全協報告第２号、有限会社ドリームファーム阿武の経営状況の報告についてにつきましては、地方自治法の規定に基づき、その経営状況について、ご報告報告をするものであります。

次に全協報告第３号、阿武町ＤＸ推進基本方針につきましては、事業の成果等についてご報告するものであります。

以上、新年度における私の所信、並びに本日ご提案申し上げご審議をお願いいたします議案等につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご提案いたしました各議案のなお詳細につきましては、その都度担当参与からご説明をいたさせますので、ご審議の上ご議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会にあたっての私のあいさつとさせていただきます。

○議長　以上で、町長の施政方針演説を終わります。ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休憩（９時５３分～１０時０２分）

○議長　休憩を閉じて、休憩前に引き続き会議を続行いたします。

日程第４　議案第１号

○議長　日程第４、議案第１号を議題とします。

○議長　議案第１号、阿武町文化ホール空調関係改修工事の請負契約の締結について、説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤田康志）　議案書４ページをお願いします。議案第１号、阿武町文化ホール空調関係改修工事の工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

本案件は、工事の予定価格が 5000 万円を超えていますので、議会の議決に

付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の目的は、阿武町文化ホール空調関係改修工事で、竣工以来 27 年が経過し、劣化が進み、一部故障していますので、空調設備を全面的に改修するものです。工事の場所は奈古地区内で、契約の方法は指名競争入札です。27 日に入札を行い、契約の金額は１億 1660 万円で、契約の相手方は、山口県萩市大字椿 3546 番地 1、株式会社西日本設備サービスです。図面は 12 月の令和５年第４回議会定例会の行財政改革等特別委員会でお配りしご説明しておりますので省略します。以上で説明を終わります。

○議長　議案第１号は、事業執行の都合がありますので、直ちに審議に入りたいと思います。まず執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長　質疑なしと認めます。

○議長　続いて討論は省略し、これより採決に入ります。お諮りします。議案第１号、阿武町文化ホール空調関係改修工事の請負契約の締結について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長　お下しください。挙手全員です。よって議案第１号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第５　議案第２号から日程第 13、議案第 10 号を一括上程

○議長　日程第５、議案第２号から、日程第 13、議案第 10 号を一括議題といたします。まず議案第２号、阿武町犯罪被害者等支援条例について、説明を求めます。副町長。

○副町長(中野貴夫)　それでは議案書５ページをお願いいたします。議案第２号、阿武町犯罪被害者等支援条例について、ご説明をいたします。

本案件につきましては、犯罪被害者等については、犯罪による直接的な被害だけでなく、心身の不調や周囲の配慮に欠ける言動等による精神的な苦痛、経済的な損失などの二次被害にも苦しむことがあるため、被害に遭われた方が少しでも早く平穏な日常生活が取り戻せるよう、犯罪被害者等への支援に関する施策を総合的に推進することを目的として、新たに制定するものであります。

まず、条文の第１条は、条例の目的として、犯罪被害者等基本法に基づいて、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、本町における犯罪被害者等への支援に関する基本理念や、施策の基本事項を規定するものであります。第２条の用語の定義は、この条例で使用する用語

の意義を定めるものであります。第３条の基本理念は、犯罪被害者等に対する権利の尊重、プライバシーへの配慮など、支援に対する理念について、第４条の町の責務は、関係機関等との役割分担を踏まえた施策の策定や、実施にあたっての連携した推進について、第５条の町民等の責務は、町民等の犯罪被害者等への配慮や支援の必要性、町が行う支援への協力等について、第６条の事業者の責務は、犯罪被害者等への理解を深め、二次被害への配慮や、労働環境の配備などの措置、および町が行う支援への協力等について、第７条の学校等の責務は、犯罪被害者等の児童に対して、家庭および関係機関と連携して学校等における二次被害を受けることのないよう配慮し、児童の発達段階に応じた適切な支援を行うとともに、町が行う支援への協力等について、第８条の相談および情報の提供等は、町において犯罪被害者等が直面しているさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供、および助言間機関等の連絡調整、また窓口の設置等について、第９条の見舞金の支給等は、犯罪被害者等への見舞金の支援や見舞金等の支援に関する必要事項は、別に定めるとするものです。第 10 条の日常生活の支援は、犯罪被害者等の状況に応じた適切な福祉サービス等の提供について、第 11 条の安全の確保は、犯罪被害者等にかかる個人情報の適切な取り扱いの確保等について、第 12 条の居住の安定は、犯罪被害者等への町営住宅への入居における特別の配慮等について、第 13 条の雇用の安定は、犯罪被害者等の雇用の安定が図られるよう、町が事業者に対して理解を深めるための啓発活動や施策を行うことについて、第 14 条の理解の増進は、町による町民等への広報および啓発活動について、第 15 条の教育活動の推進は、町と学校、家庭および地域社会との連携による教育活動の推進について、第 16 条の人材の育成は、犯罪被害者等への支援を行う人材を育成するための研修や、施策を行うことについて、第 17 条の民間支援団体への支援は、情報の提供や、その他必要な支援を行うことについて規定するものです。18 条の支援の制限は、町が犯罪被害者等への支援を行うことが、社会通念上適切でないと認められるときの対応について、第 19 条の委任は、この条例に規定するもののほか、必要な事項については別に定めることを規定するものです。

また、附則の施行期日については、公布の日から施行し、同日以降に発生した犯罪行ためによる被害について適用する旨の規定であります。以上で説明を終わります。

○議長　次に議案第３号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。副町長。

○副町長　議案書の９ページをお願いいたします。議案第３号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案件につきましては、地方自治法の一部を改正する法律により、本年４月

１日から指定公金事務取扱者制度にかかる規定が新設されたため、法律の改正にあわせて、町の条例にかかる引用箇所の条の繰り下げを行うものです。

それでは 10 ページの新旧対照表をお願いいたします。第１条の趣旨の条文における第 203 条の２第１項を、第 243 条の２の７第１項に改め、法第 243 条の２の２第３項を、法第 243 条の２の８第３項に改め、第２条の最低負担額の条文における法第 243 条の２第１項を、法第 243 条の２の７第１項にそれぞれ自治法の改正にあわせて改正するものです。

なお、施行日は、法律の施行に合わせて、本年４月１日からとするものです。以上で説明を終わります。

○議長　次に議案第４号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について、説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（水津繁斉）　議案書の 11 ページをお願いいたします。議案第４号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明いたします。条文については 11 ページから 12 ページ、新旧対照表は 13 ページから 15 ページまでです。

今回の改正は、税や保険料など徴収金が納期限を過ぎて 20 日以内に納付がされない場合に行う督促状を郵送する事務の際に、督促手数料 100 円を追加して徴収する規定を廃止するものです。

現在、町税の納付書は、地方税統一ＱＲコード対応を進めており、令和５年度の固定資産税、軽自動車税に続き、令和６年度から個人住民税と国民健康保険税に拡大します。ＱＲコード対応納付書により、キャッシュレス納付対応や、金融機関窓口の事務軽減、また町の収納事務軽減が可能となるのですが、督促手数料が必要な場合は、窓口での追加徴収が困難な仕様になっておりまして、督促手数料を請求するために、別に納付書を郵送する事務が発生いたします。このことは、納付者の理解を得にくく、問い合わせが増加する恐れがあります。そのため、他市町の状況などを含め、総合的に勘案して廃止を提案するものです。それでは、新旧対照表でご説明いたします。13 ページをご覧ください。まず阿武町税条例ですが、第 21 条にある督促手数料の規定を削除するものです。次のページ 14 ページをお願いいたします。阿武町督促手数料および延滞金徴収条例ですが、条例名を阿武町督促及び延滞金に関する条例に変更して、第１条で督促手数料を督促に変更、第３条の督促手数料の規定を削除、第４条第２項の督促手数料に関する規定を削るものです。次に 15 ページをお願いいたします。上段は阿武町後期高齢者医療に関する条例ですが、第５条の督促手数料の規定を削除するものです。下段は阿武町介護保険条例ですが、第７条の２の督促手数料の規定を削除するものです。以上で説明を終わります。

○議長　次に議案第５号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長　議案書の 16 ページをお願いいたします。議案第５号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。改正内容改め文については 16 ページから 19 ページ、新旧対照表については 20 ページから 24 ページまでです。説明資料は 25 ページから 26 ページです。説明については、説明資料により説明いたしますので、25 ページからお願いします。

今回の改正は、戸籍および除籍の電子証明書提供用識別符号の発行にかかる手数料を徴収する事務、および金額を新たに定めるなど、戸籍法の一部改正の規定を踏まえた、所要の規定の整備を行う政令および省令の改正に基づくものです。改正内容は、本人および直系親族による広域交付に関する規定の追加、除籍、すいません、戸籍および除籍の電子証明書提供用識別符号の発行にかかる手数料の新たな制定、その他字句の調整などです。内容につきましては、26 ページの資料でご説明いたします。上から１弾および２段目は、戸籍および除籍の謄本等について、本人および直系親族による本籍地以外での交付事務、いわゆる広域交付を追加するものです。３段目４段目につきましては、戸籍および除籍の電子証明書提供用識別符号の発行事務を新規追加するものです。下からの１段目２段目につきましては、電子化して保存された戸籍の届書による証明書交付、あるいは閲覧事務を追加したものです。その他、地籍図手数料などの字句の修正をしております。以上で説明を終わります。

○議長　次に議案第６号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(藤村憲司)　議案書の 27 ページをお願いします。議案第６号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例をご説明します。

本案件につきましては、阿武町定住促進条例の一部を改正するもので、定住奨励金の全額、または一部をデジタル地域通貨で交付することができるよう改めるものです。詳しくは 28 ページ、29 ページの新旧対照表をご覧ください。第２条の定義、９号の次に 10 号デジタル地域通貨を加え、定義をキャッシュレス化の推進と地域経済の活性化を図るため、町が発行する電子ポイントをいうとし、以降１号ずつ繰り下げます。第５条中、受けようとする者の次に、以下「申請者」というを加えます。第６条の次に２項として、第３条第１号から第５号に掲げる奨励金の交付について、その交付の全額または一部をデジタル地域通貨で交付することができるを加えます。具体的には、１号Ｕターン奨励金、２号Ｉターン奨励金、３号就業支度金、４号結婚祝い金、５号出産祝い金で、各定住奨励金のうち付与するポイントは、別に 10 万円分の 10 万ポイントを想定しておりますが、別に阿武町定住促進条例施行規則で定めます。なお、施行日は令和６年４月１日です。以上で説明を終わります。

○議長　次に議案第７号、阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長　議案書の 30 ページ 31 ページをお願いします。議案第７号、阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

これは、このたび整備しました。４分の１ワークス事業等で用いる福賀シェアハウスを新たに施設に加えるとともに、これに合わせて、既存の施設も利用料を月額２万円から、１人１日 500 円に改めるものです。

詳しくは 32 ページから 34 ページの新旧対照表をご覧ください。別表第１に名称、福賀シェアハウス、位置、阿武町大字宇生賀 1889 番地 1 を加え、事務の簡素化と条例を分かりやすくするため、第６条第１項の家賃を、現行の別表第２に掲げる家賃月額２万円、１月に満たないときは日額 3000 円から、１人につき１日 500 円に改め、中学生以下は無料とするとともに、別表第２を削り、第７条第１項の家賃の納付は、字句の訂正と対象期間を入居した日からお試し住宅を明け渡す日までの間に改め、現行の第９条で規定する、町営住宅条例の規定の準用を削り、新たに第８条お試し住宅の修繕、第９条に入居者の管理義務、第 10 条、迷惑行為の禁止、第 11 条、用途変更の禁止、第 12 条、立ち入り検査、第 13 条、お試し住宅の明け渡し請求、第 14 条、明け渡し検査、第 15 条、住宅管理人、第 16 条、委任、第 17 条、罰則までを項目出しして個別に条文として規定するものです。なお施行日は公布の日からです。以上で説明を終わります。

○議長　次に議案第８号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(矢次信夫)　議案書 35 ページをお願いします。議案第８号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明します。

本案件は、３年に１度の介護保険料の見直しに伴う保険料の改定、および所得により保険料率が決まる区分が、これまでの９階層から 13 階層に細分化されることに伴い、本条例を改正するものです。

それでは、37 ページからの新旧対照表によりご説明いたします。第４条になりますが、介護保険料の期間を令和３年度から令和５年度を、令和６年度から令和８年度に改めます。次に保険料については、これまで所得区分により９階層に分かれていましたが、細分化され 13 段階に増えることから、９号を 13 号に改め、10 号から 12 号を追加します。

また、保険料の見直しにより、保険料月額基準額をこれまでの 5850 円から 5950 円とし、100 円引き上げます。これに伴い、各号の保険料を改めます。保険料については、42 ページに参考資料を添付しておりますので、こちらをご覧ください。各階層の所得基準、および保険料の算出根拠を示しておりますので、ご確認いただいたらと思います。保険料は年額となっており、先ほどの月額 5950 円に階層ごとの調整率を掛け、それに 12 ヶ月をかけた額となります。40

ページに戻っていただきまして、２項から４項では、字句の訂正と保険料が軽減される１項の１号から３号の方について、軽減額の保険料を改正するものです。第６条は、第４条の号の追加に伴う号ズレを改正するものです。

施行期日は、令和６年４月１日からで、令和５年度以前の保険料については、従前の例によります。以上で説明を終わります。

○議長　次に議案第９号、財産の取得について、説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長　議案書の 43 ページをお願いします。議案第９号、財産の取得についてをご説明いたします。

本件につきましては、阿武町大字奈古地内に整備予定の分譲宅地、美咲第５分譲宅地整備事業のための用地を取得します面積が、5000 平米を超えておりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求めるものです。

物件の表示につきましては、44 ページ 45 ページの別紙に記載のとおり、阿武町大字奈古字金尻 1452 番 1 他 29 筆です。なお位置につきましては、46 ページで色付けしておりますが、柳橋分譲宅地の川向かいになります。43 ページに戻っていただいて、現況地目は宅地および田、並びに畑、雑種地で、今回取得する土地の総面積は、１万 1781.18 平米です。なお、分譲宅地整備区域内には 45 ページに記載のとおり、別途町有地が 12 筆 1552.91 平米があり、合計した面積は、１万 3334.09 平米となります。取得先は、別紙記載のとおり、共有地を含めて個人 13 人です。取得価格は総価格 1937 万 6510 円で、取得単価につきましては、管理された宅地につきましては、平米あたり直近の固定資産税評価額、非管理地につきましては平米あたり 2000 円、廃屋のある非管理地につきましては平米あたり 1000 円、耕作された田につきましては平米あたり 2000 円、非耕作地は平米あたり 1000 円、耕作された畑につきましては平米あたり 1500 円、非耕作地は平米あたり 1000 円、耕作された畑のうち樹園地は平米あたり 2000 円、非耕作地は平米あたり 1000 円、雑種地は平米あたり 1000 円です。取得の理由につきましては、分譲宅地造成のためです。以上で説明を終わります。

○議長　次に議案第 10 号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、説明を求めます。副町長。

○副町長　議案書の 47 ページをお願いいたします。議案第 10 号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてをご説明いたします。

本案件につきましては、本年４月１日から山口県市町総合事務組合の公平委員会事務、および行政不服審査会事務を共同処理する団体に、萩長門清掃一部

事務組合を加えることに伴い、構成団体の変更および規約の変更について、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

また合わせて 49 ページからの新旧対照表のとおり、別表第１および第２の各項の団体名については、団体コード順となるよう今回改めるものであります。なお、施行日は本年４月１日からとなります。以上で説明を終わります。

日程第 14　発議第１号を上程

○議長　次に日程第 14、発議第１号、阿武町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について説明を求めます。池田議員、ご登壇ください。

○池田倫拓議員　それでは発議第１号、阿武町議会議員の請負状況の公表に関する条例の制定について、ご説明いたします。

議員のなり手不足問題に対応するため、令和４年 12 月に地方自治法の一部が改正され、これまで全面的に禁止されていた議員個人による所属市区町村事業の請負が、各会計年度あたり 300 万円まで認められることになり、令和５年３月１日から施行されています。

今回法改正に伴い、町議会として、阿武町議会議員と阿武町との間の請負状況を公表すること等により、請負状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正および事務の執行の適正を図るため、本条例を制定するものです。以上です。

日程第 15　議案第 11 号を上程

○議長　次に日程第 15、議案第 11 号、阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて説明を求めます。副町長。

○副町長　議案書の 53 ページをお願いいたします。議案第 11 号、阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、ご説明をいたします。

本案件につきましては、現在２期目の能野祐司教育委員会教育長から、本年３月 31 日付の辞職願が提出されたことに伴い、後任の教育長の選任について、新たに網本徳文氏の任命について、ご同意をお願いするものであります。なお任期は、能野教育長の残任期間で、本年４月１日から令和７年９月 30 日までの１年６ヶ月の期間となります。

また網本徳文氏の経歴等につきましては、別紙のとおりでありますが、年齢は 61 歳で、奈古地区の東方に在住です。教職歴は、昭和 61 年４月１日から令和５年３月に退職するまでの 37 年間で、中学校の教員として、近隣では高俣中学校やむつみ中学校、大井中学校での勤務経験もあるほか、平成 27 年４月からは校長職として、宇部市立小羽山小学校、宇部市教育委員会の学校教育課

長、そして平成 31 年４月から退職までの４年間は、萩市立萩東中学校の校長として、またこの間に、山口県中学校校長会会長および山口県中学校教育研究会会長も務められるなど、教育関係の要職を歴任されています。そして退職後の現在は、萩市教育委員会の学校教育課でこども相談支援員、また山口県教育課萩支部の副事務局長としても活躍されていますのでご参照ください。以上で説明を終わります。

○議長　議案第 11 号は、人事案件でありますので、直ちに審議に入りたいと思います。まず執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長　質疑なしと認めます。続いて討論を省略し、これより採決に入ります。お諮りします。議案第 11 号、阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、同意される方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長　お下しください。挙手全員です。よって議案第 11 号、阿武町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり、同意することに決定いたしました。

日程第 16　選挙第１号を上程

○議長　次に日程第 16、選挙第 1 号、阿武町選挙管理委員会の委員および補充員の選挙を行います。本選挙は慣例により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選とすることに決定いたしました。指名推薦者については、先に協議がなされております。その結果につきまして、これからシステムに登録いたしますので、しばらくお待ちください。

○議長　それでは、指名推薦者について、議会事務局長より朗読させます。議会事務局長。

○議会事務局長(三浦　貴)　それでは、今みなさんのお手元のシステムの方にですね登録をさせていただきました、阿武町選挙管理委員会の委員および補充員の指名推薦者を朗読いたします。

　まず、選挙管理委員会の委員には、阿武正泰氏、砂川利和氏、田中昌光氏、堀山昭夫氏、補充員には順位順に、後根　浩氏、河原一博氏、吉岡　勝氏、潮貞夫氏がそれぞれ指名推選されておられます。以上で説明を終わります。

○議長　指名については、ただいま朗読のとおりです。ついては、ただいま指名した方々を、阿武町選挙管理委員会の委員および補充員の当選者とすること

にご異議ありませんか。
(「異議なし」という声あり)
○議長　全員ご異議なしと認めます。よって阿武町選挙管理委員会の委員に阿武正泰氏、砂川利和氏、田中昌光氏、堀山昭夫氏、補充員には順位順に、後根浩氏、河原一博氏、吉岡　勝氏、潮　貞夫氏が当選されました。
　ただし申し合わせにより、補欠選任がある場合には、補充員の順位下段に記載のとおり、退任される委員と同じ地区の補充員を選任することといたします。
　なお、当選者に対する告知は、後日、議長において行いますのでご了承願います。

日程第17　議案第12号から日程第29　議案第24号を一括上程

○議長　続きまして日程第 17、議案第 12 号から日程第 29、議案第 24 号を一括議題といたします。
　まず議案第 12 号、令和５年度阿武町一般会計補正予算(第５回)について、説明を求めます、副町長。
○副町長　議案書の 56 ページをお願いいたします。議案第 12 号、令和５年度阿武町一般会計補正予算(第５回)について、ご説明いたします。
　今回の補正額は、442 万 2000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、36 億 3466 万 4000 円とするものです。なお歳入歳出予算補正、繰越明許費、債務負担行為および地方債の補正につきましては、別冊補正予算書の第 1 票から第４票のとおりであります。以上で説明を終わります。
○議長　続いて説明をお願いします。説明は 24 ページ、歳出からお願いします。１款・議会費から議会事務局長。
○議会事務局長　それでは、補正予算書 24 ページをお願いいたします。
　１款１項１目、議会費につきましては、118 万円の減額です。これは、コロナの影響等によりまして、議員の研修視察等が中止になったこと、またペーパーレスシステム導入経費等の精算によるものが主な理由となっております。以上で説明を終わります。
○議長　続いて、副町長。
○副町長　それでは続きまして、２款・総務費、１項・総務管理費、１目・一般管理費は、376 万 2000 円の減額です。まず３節・職員手当等および４節・共済費は、９月 30 日付で職員が退職したことによる減額です。７節・報償費をはじめ、８節・旅費や 10 節・需用費の食糧費等や印刷製本費は、予定していた自衛隊音楽コンサートが中止になったことに伴う経費の減額です。
　そのほか８節・旅費から次ページの 18 節・負担金補助及び交付金については、職員の研修経費をはじめ、議会ペーパーレスシステムにかかる導入経費や、

自治会関係経費、および一般コミュニティ助成事業等における実績および精算見込みによる減額であります。

同じく２目・財産管理費は 200 万円の減額です。これは 10 節・需用費で高騰していた電気料金の精算見込みによる減額です。同じく３目・農村センター費は 57 万円の減額です。まず 10 節・需用費は、電気料金の精算見込みによる減額、14 節・工事請負費は、予定していたＬＥＤ照明器具の取りかえ工事を、令和６年度以降にリースで対応することによる減額です。同じく４目・ふれあいセンター費は 85 万円の減額です。これも 10 節・需用費で電気料金の算定見込みによる減額です。同じく５目・基金積立金は、１億 5137 万円の増額です。24 節・積立金の内訳は、予定収入額の見込みに伴う入湯税にかかる観光施設等整備基金積立金の増額、ふるさと納税にかかるふるさと寄付分の見込み額によるふるさと振興基金積立金の減額、事業費の確定に伴う森林環境譲与税基金積立金の増額のほか、将来の償還原資とするための減債基金に１億 5000 万円を新たに積み立てるものです。同じく６目・情報政策費は、1349 万 1000 円の減額です。12 節・委託料は、基幹系システムのうち、住民基本台帳および印鑑登録の標準化にかかる実績見込みによる減額、13 節・使用料及び賃借料は、住基ネットシステムおよびＬＧＷＡＮ機器の更新延長に伴う再リース料の増額、セキュリティ強靭化システム料の新年度機器更新のための減額との差し引きによる減額です。以上です。

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長　７目・企画総務費は 669 万 4000 円の減額です。１節・報酬から 13 節・使用料及び賃借料につきましては、地域おこし協力隊、集落支援員、事務職員等の雇用や活動の実績に伴う減額調整です。次のページをお願いします。12 節・委託料のうち 200 万円は、ふるさと納税の実績に伴うお礼の品発送等業務委託料の減額です。18 節・負担金補助及び交付金 231 万 4000 円は、町営バス等の運行費補助金の実績に伴う増額と、高校生就学支援補助金の実績に伴う減額です。８目・企画振興費は 678 万 6000 円の減額です。７節・報償費 80 万円は、定住奨励金の実績に伴う減額です。14 節・工事請負費 26 万 5000 円は、福賀シェアハウスの改修工事の所要額の増額です。17 節・備品購入費 20 万円は、お試し住宅の必要備品の購入費の増額です。18 節・負担金補助及び交付金 658 万 1000 円は、事業実績見込みに伴うもので、特産品開発支援事業は 200 万円の減額、住宅取得補助金は 136 万円の減額、空き家リフォーム補助金は 348 万 6000 円の減額、家賃補助金は 143 万 5000 円の減額、人生 100 年時代づくり地地域創生ソフト事業補助金は 170 万円の増額ですが、町民対象のキャンプ場の体験プログラム等の参加費補助です。以上です。

○議長　続いて副町長。

○副町長　30 ページをお願いします。同じく 10 目・防災行政無線費は 13 万円

の減額です。これは 10 節・需用費の高熱水費で、防災無線施設の電気量の見込みによる減額です。同じく 11 目・交通安全対策費は 11 万 2000 円の減額です。10 節・需用費の光熱費は、交通安全灯の電気量の見込みによる減額、13 節・使用料及び賃借料は、交通安全大会にかかる参加者送迎用バス借り上げ料の実績による減額です。以上です。

○議長　続いて戸籍税務課長。

○戸籍税務課長　２項・徴税費、１目、税務総務費は 122 万 8000 円の減額です。これは１節・報酬、３節・職員手当等、および４節・共済費における会計年度任用職員の人件費の減額です。これは実績見込みによるものです。次に、３項・戸籍住民基本台帳費、１目・戸籍住民基本台帳費は 1036 万 6000 円の増額です。まず 11 節・役務費は、通信運搬費 15 万円の減額で、実績見込みです。次に 12 節・委託料は 1051 万 6000 円の増額です。この内訳は、戸籍情報システムのフリガナ対応に必要な機能を追加する住民基本台帳システムの改修 831 万 6000 円の追加、および附表システムをフリガナ対応にするための戸籍情報システムの改修 220 万円の追加です。以上です。

○議長　続いて、選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長(三浦　貴)　続いて４項・選挙費、３目・山口県議会議員選挙費につきましては、258 万 1000 円の減額です。これは、昨年４月執行の山口県議会議員選挙におきまして、阿武町、萩市の選挙区において、無投票になったことに伴う事業費の清算によるものです。以上です。

○議長　続いて健康福祉課長。

○健康福祉課長　３款・民生費、１項・社会福祉費、１目・社会福祉総務費は 4579 万 4000 円の減額です。これは、予定しておりました障害者グループホームの建設が先送りとなったことに伴い、当初計上しておりました、施設設計委託料を減額する他、障害者にかかる給付費の実績見込みによる減額。国保事業特別会計および介護保険事業特別会計への繰出金を減額するものです。２目・老人福祉費は 1558 万 6000 円の減額です。これは、生活支援ハウス運営事業委託料や、食の自立支援事業委託料等の実績見込みによる減額の他、養護老人ホームにかかる措置費の実績見込みによる減額、次のページになりますが、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金の減額となります。４目・電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金事業費は 620 万円の減額、５目・電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金事務費は 300 万円の減額です。これは、給付金の給付実績見込みにより減額するもので、事務費については、システム改修費が当初の見込みほど費用がかからなかったため減額するものです。６目・物価高騰地方創生臨時交付金低所得者等給付金事業費は 2800 万円の新規計上です。これは、令和５年度の住民税均等割のみの課税世帯に対し、１世帯あたり 10 万円を支給するもので、250 世帯を予定しております。さらに低所得者世帯、これ

は、令和５年度住民税非課税世帯および均等割のみの課税世帯ですが、該当する世帯の 18 歳以下の子ども１人あたりに５万円を支給するもので、こちらは 60 人分を予定しております。７目・物価高と地方創生臨時交付金、低所得者等給付金事務費は 625 万 2000 円の新規計上です。これは、給付金を支給するための事務費の新規計上になります。続いて２項・児童福祉費、１目・児童福祉総務費は 75 万 9000 円の減額です。これは、外国青年保育士補助員を２名体制にする予定でしたが、７月に来日した補助員が１月で辞めてしまいましたので、１名分の人件費を減額するほか、次のページになりますが、児童手当の支給実績見込みにより扶助費を減額するものです。また 22 節・償還金利子及び割引料では、令和４年度子ども子育て支援交付金、新型コロナウイルスセーフティネット交付金の精算に伴う国費および県費の返還金として、354 万 4000 円を新規計上しております。２目・保育所運営費は 114 万 1000 円の増額です。これは、みどり保育園の遊戯室の緞帳を更新するための費用 150 万円を新規計上するほか、燃料費の実績見込みによる減額、保育園公用車の入札減による不用額を減額しております。３目・児童クラブ費は 179 万 5000 円の減額です。これは、指導員の報酬等実績見込みによる減額です。

○議長　課長、ちょっと待ってください。先ほど、監査委員関係の説明が漏れておりましたので、ちょっとここで入れさせてもらいます。では、監査委員事務局長。

○監査委員事務局長(三浦　貴)　大変申し訳ありません、説明が漏れておりました。補正予算書 32 ページをお願いいたします。２款・総務費、６項・監査委員費、１目・監査委員費につきましては５万円の減額です。これは、コロナの影響等によりまして、全国監査委員協議会研修会への参加を見送ったことによるものです。以上です。大変失礼いたしました。

○議長　それでは、続いて健康福祉課長、衛生費から説明をお願いします。

○健康福祉課長　それでは、４款・衛生費、１項・保健衛生費、１目・保健衛生総務費は 60 万 6000 円の増額です。これは、令和４年度の母子保健衛生費補助金や、感染症予防事業費補助金等の精算に伴う国費や県費の返還金を新規計上するものです。２目・環境衛生費は 153 万円の減額です。これは、合併処理浄化槽設置補助金等実績見込みによる減額です。３目・母子健康センター費は 10 万円の減額です。これは、電気代の使用実績見込みによる減額になります。４目・診療諸費は 250 万 8000 円の減額です。これは、国保直診事業特別会計への繰出金の減額です。次のページをお願いします。５目・保健事業費は 310 万 3000 円の減額です。これは、がん検診等委託料や集団接種関連委託料等の実績見込みにより減額する一方、健康管理システムの改修委託料の増額、保健事業用備品として、胎児モデルセット幼児検診用ベビースケールの購入費を新規計上しております。６目・子育て世代包括支援センター費は 50 万円の減額

です。これは、包括支援センターおひさまにかかる、保健師等の人件費を実績見込みにより減額するものです。続いて２項・清掃費、１目・塵芥処理費は1522 万 6000 円の減額です。これは、萩長門清掃工場事業事務委託料や、不燃物粗大ゴミ処理事業委託料の事業見込みによる減額のほか、リサイクルセンター第２ヤードのトイレ水洗化工事、同じくリサイクルセンターで使用するホイールローダー、圧縮梱包機の更新にかかる入札減による不用額を減額するものです。以上です。

○議長　続いて農林水産課長。

○農林水産課長(野原　淳)　農林水産費は 40 ページからとなります。６款・農林水産業費、１項・農業費、３目・農業政策費は 1571 万円の減額です。これは 18 節・負担金補助及び交付金で、事業の精算見込みに伴うものです。まず中間管理機構関連農地整備事業は、事業費の減額、麦大豆生産技術向上事業補助金は、農事組合法人が導入した大豆コンバインの入札減に伴う減額、がんばる農林水産業就業経営等支援補助金、収入保険掛金支援補助金は、実績見込みに伴う減額、集落営農法人連合体形成加速化事業補助金は、当初予定しておりました圃場の均平を修正するトラクターのアタッチメントについて、圃場の条件や作業性が煩雑であることなどから、購入を取りやめたことによる減額、集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金は、農事組合法人が導入したトラクターの入札減に伴う減額です。４目・畜産業費は 374 万 2000 円の減額です。４節・需用費修繕料は、導入から 23 年が経過するトラクターが経年劣化による修理箇所が増えたことによる増額、14 節・工事請負費および 17 節・備品購入費につきましては、現在の無角公社の事務所建物は、昭和 55 年に開設された長北家畜市場の事務所を利用しており、トイレにつきましては、くみ取り式で利用できないなど、校舎従業員や地域おこし協力隊の女性隊員にとって、労働環境が整っていないことから、国の女性の就農環境改善支援事業により、施設整備を行うための増額です。なお、18 節・負担金補助及び交付金の資源循環型肉用牛経営育成事業につきましては、現場サイドから、当面育成牛舎については、面積的に不足していないとのことから、事業を取りやめたことによる減額です。以上です。

○議長　続いて土木建築課長。

○土木建築課長(高橋仁志)　８目・農村災害対策整備事業費は 30 万円の増額です。これは、県営古屋ため池整備事業費の変更に伴う負担金の増額です。11 目・農業競争力強化基盤整備事業費は 57 万 5000 円の減額です。これは、県営事業長沢地区森見藤新舘地区農業競争力強化基盤整備事業費の変更に伴う負担金の減額です。以上です。

○議長　ここで、会議を閉じて 10 分間休憩いたします。

休憩（１０時５９分～１１時０８分）

○議長　それでは休憩を閉じて、会議を続行します。休憩前に引き続き、補正予算の説明をお願いします。続いて農林水産課長。

○農林水産課長　２項・林業費、１目・林業政策費は904万8000円の減額です。１節・報酬から４節・共済費、それから12節・委託料の林業支援員運営業務委託料、13節・使用料及び賃借料につきましては、林業支援員１名の募集をかけておりましたが、応募がなかったことから関係の経費を減額、また、12節・委託料および次のページになりますが、18節・負担金補助及び交付金につきましては、実績見込みに伴う減額、14節・工事請負費につきましては、入札減等による工事費の減額によるものです。４目・森林整備地域活動支援事業費は、取り組み面積の実績見込みに伴う減額です。次に３項・水産業費、１目・水産業政策費は44万4000円の減額です。内訳といたしましては、がんばる農林水産業就業経営等支援補助金は、実績に伴う減額、漁業近代化資金利子補給金は、新たな借り入れに伴う補給金の増額です。以上です。

○議長　続いて土木建築課長。

○土木建築課長　５目・漁港建設費は245万5000円の減額です。これは宇田郷漁港海岸今浦、および尾無護岸の高潮対策事業における、事業評価の精査による業務費の減額です。以上です。

○議長　続いてまちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長　７款・商工費、１項・商工費、１目・商工政策費は146万円の減額です。３節・職員手当等、４節・共済費は人件費の実績に伴う減額調整です。18節・負担金補助及び交付金80万円は、商品券事業、電力ガス等価格高騰対策事業者支援補助金等の実績に伴う減額です。７款・商工費、１項・商工費、３目・観光費は1110万円の減額です。12節・委託料150万円のうち100万円は、清ヶ浜環境美化業務の委託料の減額と、50万円はキャンプフィールドビジターセンターの空調保守委託料の不用に伴う減額です。14節・工事請負費965万円のうち、900万円は西台展望台の設置工事を、無角振興計画の全体像が見えた時点で行うべきとの判断で延期をするものです。その他の工事につきましては、事業完了に伴う不用額の減額、および所要額の増額です。次のページをお願いします。17節・備品購入費10万円は、観光用タブレットの購入に伴う新規計上です。７款・商工費、１項・商工費、３目・道

の駅産業振興費は増額はありませんが、10節・需用費と12節・委託料の組み換えです。７款・商工費、１項・商工費、４目・地域内循環地方創生特別事業費は560万円の減額です。18節・負担金補助及び交付金560万円は、地域活性化企業人の制度を活用して、阿武町版ＤＭＯあぶナビの事務局人材の確保を計画しておりましたが、集落支援員で採用しましたので、減額をするものです。以上です。

○議長　続いて土木建築課長。

○土木建築課長　８款・土木費、２項・道路橋梁費、１目・道路費は 1159 万円の減額です。このうち、道路トンネル点検業務、長寿命化修繕計画策定業務委託料、および舗装長寿命化計画策定業務委託料は、入札減等精算見込みによる減額、舗装点検業務委託料は、実施時期を来年度以降に先延ばしすることによる減額です。３目・過疎対策道路事業費の 14 節・工事請負費、および 21 節・補償補填及び賠償金の 350 万円の増減は、電柱移転補償費の減額分を工事請負費に組み替えるものです。４目・一般単独道路事業費は 1000 万円の減額です。これは企業用地造成事業に伴い、町道松原遠根線の舗装補修工事を取りやめたことや、入札減等精算見込みによる減額です。以上です。

○議長　続いて副町長。

○副町長　次ページにかかりますが、９款１項１目・消防費は 130 万円の減額です。46 ページをお願いします。１節・報酬は、実績見込みにより消防団員の報酬および出動にかかる報酬を減額するものです。同じく２目・災害対策費は８万 6000 円の減額です。これは 18 節・負担金補助及び交付金で、県防災無線設備管理運営負担金の確定に伴う減額です。以上です。

○議長　続いて、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長　10 款・教育費、２項・小学校費、１目・学校管理費は 473 万 2000 円の減額です。13 節・使用料及び賃借料は、教育系サーバーと学校間を結ぶネットワーク回線の使用料と、教育系サーバー保守にかかる経費の精算見込みによる減額です。14 節・工事請負費は、予定していました福賀小学校陸屋根防水工事の納期の関係で、施工方法を変更し次年度施行とし、学校から要望のあった防草工事やフェンス取替等を実施するため、その差額を減額するものです。１目・給食センター費は 70 万円の増額です。10 節・需用費の光熱水費は、電気料金の不足が見込まれるため 30 万円の増額、賄原材料費は、学校給食材料の値上がり等により 40 万円を増額するものです。３項・中学校費、１目・学校管理費は 15 万 9000 円の減額です。使用料及び賃借料は、精算見込みによる減額で小学校費と同様です。２目・教育振興費は 39 万 2000 円の減額です。部活動の地域移行に伴い、部活動指導員への報償費の補助を予定しておりましたが、部活動の地域への移行にまだ時間を要するため、本年度の補

助事業は見送ることとしたので、全額を減額するものです。４項・社会教育費、１目・社会教育総務費は 80 万 7000 円の減額です。８節・旅費は、普通旅費が社会教育主事講習の一部がオンラインとなったため、10 万円の減額、講師旅費は、人権大会の精算による減額です。10 節・需用費と 11 節・役務費は、人権大会や講座の清算による減額、次ページになりますが、13 節・使用料及び賃借についても同様です。18 節・負担金補助及び交付金の県青少年劇場負担金は、学校へ芸術家を派遣する事業の精算による 17 万 6000 円の減額、奈古盆踊り大会が雨天のため中止となったため、ふるさとづくり運動推進補助金 10 万円の減額です。２目・公民館費は５万 4000 円の増額です。１節・報酬は、精算見込みによる３万 4000 円の減額、17 節・備品購入費は、のうそんセンター多目的ホール設備のＣＤプレーヤーが故障し、取替えるため購入費の８万 8000 円の増額です。３目・町民センター費は 1070 万円の減額です。文化ホール事業は、ジャズコンサートや人権大会でのコンサートは行いましたが、その他のコンサートの希望の演奏家との日程調整が不調だったことや、空調設備の不具合などがありましたので、今年度コンサートは行わないこととしたため、１節・報酬、７節・報償費、10 節・需用費、11 節・役務費、13 節・使用料及び賃借料は、精算見込みによる減額です。12 節・委託料は、演奏家の委託料の全額を減額、14 節・工事請負費は、町民センターの図書コーナー等改修工事として、図書コーナーの改修、２階ホワイエのカーペットの張替えや、文化ホール搬入口の扉の取替え、陸屋根防水シートの張替えなど 4070 万円の工事完了による減額です。17 節・備品購入費は、工事に合わせて２階ホワイエのソファを購入したので、その精算による減額です。18 節・負担金補助及び交付金は、ジャズコンサート開催補助金の精算による減額です。４目・生涯学習振興費は 13 万 3000 円の減額です。これは、公民館が開催する講座に関する経費で、７節・報償費、次ページですが、13 節・使用料及び賃借料ともに精算見込みによる減額です。50 ページ 51 ページをお願いします。５目・文化財保護費は 81 万 3000 円の減額です。１節・報酬、７節・報償費、８節・旅費までが、各地区で行いました人権学習講座の精算による減額です。12 節・委託料は、奈古巫女の舞の練習から祭り当日まで映像を記録をいたしましたが、業者に委託せず広報担当者の取材と併せて行ったため、委託料の全額を減額するものです。５項・保健体育費、１目・保健体育総務費は 285 万 4000 円の減額です。１節・報酬、７節・補償費、８節・旅費、10 節・需用費、13 節・使用料及び賃借料は、それぞれスポーツ大会の中止したものと、新たにはじめたスポーツフェスタの精算による減額です。前後しますが、12 節・委託料は、スポーツフェスタ清算による講師委託料の減額、夏休み期間中のプール管理委託料の精算による減額です。15 節・原材料費は、プール滅菌剤等の精算による減額、18 節・負担金補助及び交付金は、大雨によりやむなく中止となりました、ＡＢＵスイムラン道の駅

フェスタの清算による補助金の減額です。２目・体育センター等費は 30 万円の減額です。10 節・需用費は体育センター電気料の精算見込みによる減額です。以上です。

○議長　それでは続いてまちづくり推進課長。

○もちづくり推進課長　52 ページと 53 ページをお願いします。14 款・諸支出金、１項・諸支出金、１目・諸支出金は 2852 万 4000 円の増額です。12 節・委託料 100 万円は、ＡＢＵファクトリーパーク造成工事、測量設計業務の入札減に伴う減額です。14 節・工事請負費 80 万円は、ＡＢＵファクトリーパーク敷地内の木与なぎさファームの水源を用水として用いるため、代替で農業用水のボーリング工事を行う際に、支障となる木造の農業倉庫の解体工事費です。以上です。

○議長　続いて副町長。

○副町長　16 節・公有財産購入費は 2872 万 4000 円で、現在土地開発基金にある 12 事業の土地３万 5558.33 平方メートルを、町の普通財産として取得するための増額です。以上です。

○議長　以上で歳出の説明を終わります。続いて歳入に入ります。12 ページ町税から副町長。

○副町長　それでは歳入についてご説明をいたします。12 ページからになります。１款・町税、１項・町民税、１目・個人は 23 万 6000 円の減額で、これは最終の収納実績見込みによるものです。次に 12 款・分担金及び負担金、１項・分担金、２目・農林水産業費分担金は６万 6000 円の増額で、これは農村災害対策整備事業分担金の実績見込みによるものです。同じく２項・負担金、１目・民生費負担金は 78 万 3000 円の減額で、児童クラブ保護者負担金の実績見込みによるものです。次に 13 款・使用料及び手数料、２項・手数料、２目・衛生手数料は 130 万円の減額で、ゴミ袋販売等の実績見込みによるものです。次に 14 款・国庫支出金、１項・国庫負担金、１目・民生費国庫負担金は 448 万円の減額です。これは障害者自立支援給付費負担金、障害者医療費負担金、および低所得者保険料軽減負担金の実績見込みによるものです。次のページをお願いいたします。同じく２目・衛生費国庫負担金は 98 万 3000 円の減額です。これは新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の実績見込みによるものです。同じく２項・国庫補助金、２目・総務費国庫補助金は 26 万 5000 円の減額です。これは基幹系システムの標準化対応業務にかかる、デジタル基盤改革支援補助金の実績見込みによる減額、そして住基システムフリガナ機能業務、戸籍附票システム改修業務、および旧氏およびフリガナの記載にかかる戸籍附票システム改修事業による、社会保障税番号制度システム整備費補助金の実績見込みによる増額との差し引きによるものです。同じく２目・民生費国庫補助金は 2090 万 6000 円の増額です。これは地域生活支援事業費補助金の実

績見込みと、障害者総合支援事業費補助金の新規計上、また住民非課税世帯等に対する電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金事業費補助金、および事務費補助金の実績見込みによる減額、そして均等割のみ課税世帯分事業費および低所得世帯に対する子ども加算分の事業費にかかる物価高高騰地方創生臨時交付金低所得者等給付金事業費補助金、および事務費補助金の新規計上によるものです。次のページをお願いいたします。16 ページになりますが、同じく３目・衛生費国庫補助金は２万円の増額で、これは子宮頚癌予防ワクチン情報連携システム改修事業にかかる、マイナンバー情報連携体制整備事業費補助金の実績見込みによるものです。同じく４目・農林水産業費国庫補助金は 300 万円の新規計上で、これは無角和種繁殖センターの男女兼用汲み取りトイレの改修にかかる、無角和種繁殖センター労働条件改善事業補助金です。同じく６目・土木費国庫補助金は 3525 万 9000 円の減額です。これは社会資本整備総合交付金にかかる、町道亀山十王堂線道路改良工事およびトンネル点検業務、橋梁点検業務、舗装長寿命化計画策定業務の道路経費のほか、道路メンテナンス事業補助金の実績見込みによるものです。次に 15 款・県支出金、１項・県負担金、１目・民生費県負担金は 402 万 3000 円の減額です。これは障害者自立支援給付費負担金をはじめ、自立支援医療費、育成医療負担金、国保事業事業勘定保険基盤安定負担金や後期高齢者医療事業保健基盤安定負担金、および低所得者保険料軽減負担金の実績見込みによるものです。同じく２項・県補助金、２目・民生費県補助金は 53 万 1000 円の減額で、これは市町地域生活支援事業費補助金の実績見込みによるものです。同じく４目・農林水産業費県補助金は 774 万 5000 円の減額です。これは資源循環型肉用牛経営育成事業補助金、集落営農法人連合体形成加速化事業費補助金等の農業費補助金、および次ページの造林事業費、保育補助金、森林整備地域活動支援事業費補助金等の林業費補助金の実績見込みによるものであります。18 ページになりますが、同じく７目・教育費県補助金は 26 万 1000 円の減額です。これは中学校の部活動の地域移行にかかる実施種目が決まらず、事業実施に至らなかったことに伴う減額です。同じく３項・委託金、１目・総務費委託金は 272 万 3000 円の減額です。これは住宅土地統計調査費委託金、および山口県議会議員選挙委託金の精算による減額です。次に 17 款１項１目・寄付金は 500 万円の減額で、これはふるさと寄附金の実績見込みによるものです。続いて 18 款１項・繰入金、２目・公共施設整備基金繰入金は 5600 万円の減額です。これはＡＢＵファクトリーパークの整備にあわせて松原遠根線舗装工事を見送ったほか、一般単独道路事業における各種工事の入札減等により、公共施設整備基金からの取り崩しが不用となったことに伴う繰入金の減額です。次に 19 款１項１目・繰越金は１億 4738 万 2000 円の増額で、これは今回の補正予算にかかる一般財源の所要額の財源手当にかかる増額です。次ページにかかりますが、次に 20 款・諸収入、４項

１目・雑入は 1554 万 9000 円の増額です。これは住民の検診料をはじめ、山口県市町村振興協会研修受講助成金、後期高齢者療養給付費過年度分精算金、一般コミュニティ助成事業交付金、および定住対策ソフト事業として、町内の研修施設で、その研修施設が提供する研修を受ける費用にかかる、人生 100 年時代づくり地域創生ソフト事業交付金の実績見込みによるものです。次に 21 款１項・町債、２目・民生債は 3130 万円の減額で、過疎対策の障害者グループホーム建設事業の延期、およびリサイクルセンター機器等整備にかかる減額です。同じく３目・農林水産債は 2460 万円の減額です。これはいずれも過疎対策における、農業競争力強化基盤整備事業をはじめ、大規模林道補修事業、漁港施設整備事業、および海岸保全施設整備事業の事業精査による減額です。同じく４目・商工債は 900 万円の減額で、これは過疎対策における西台展望台整備の延期に伴う減額です。同じく５目・土木債は 1500 万円の増額です。これは亀山十王堂線道路改良工事にかかる過疎対策道路整備事業の増額によるものです。同じく７目・教育債は 60 万円の減額です。これは過疎対策の給食費補助事業における過疎債のソフト事業にかかる限度額の按分による減額です。同じく８目・臨時財政対策債は 1270 万円の減額です。これは実績により赤字補てん債の借り入れが不用になったことによるものです。次ページにかかりますが、22 款１項１目・自動車取得税交付金は 28 万 8000 円の増額です。これは自動車取得税にかかる交付予定額の見込みによるものです。続きまして６ページをお願いいたします。６ページ７ページは第２表の繰越明許費でありますが、全 18 事業についてご説明をさせていただきます。なお繰越明許費の事業の繰り越し理由につきましては、７ページをご参照ください。

最初の地域おこし協力隊事業は 100 万円の繰越で、補助事業完了に不測の日数を要したための繰り越しです。次に戸籍情報システム改修事業は 663 万 3000 円の繰り越しで、作業工程が大幅に増加したことに伴い、事業の完了が令和６年度の見込みとなることによる繰り越しです。次に住民基本台帳システム改修事業は 831 万 6000 円の繰越で、これも作業工程が大幅に増加したことに伴い、事業の完了が令和６年度の見込みとなることによる繰り越しです。次に物価高物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、低所得者支援および定額減税補足給付金事業は 2800 万円の繰り越しで、対象者の抽出にかかるシステム改修に日数を要するための繰り越しです。同じく物価高物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、低所得者支援および定額減税補足給付金事業の事務費は 625 万 2000 円の繰り越しで、事業対象者の抽出にかかるシステム改修に日数を要するための繰り越しです。次に新型コロナワクチン接種マイナンバー情報連携体制整備事業は 44 万 5000 円の繰り越しで、システム改修に日数を要するための繰り越しです。次に無角和種繁殖センター労働環境改善事業は 550 万円の繰越で、事業採択後の着手になることから、事業の完了が令和６年度の見込みとなるこ

とによる繰り越しです。次に奈古漁港機能保全計画策定業務は 3805 万 8000 円の繰り越しで、事業の計画に伴う国との協議に不測の日数を要したための繰り越しです。続いて、鹿島大橋橋梁補修工事は 1670 万円の繰り越しで、工事の実施にあたり、工事の使用材料の納入に不測の日数を要したための繰り越しです。続いて、町道亀山十王堂線道路改良工事は 2229 万 2000 円の繰越で、県内の災害復旧事業に伴い、近隣業者の確保調整に不測の日数を要したための繰り越しです。次に、道路側溝整備工事は 3200 万円の繰越で、道路工事隣接者との調整に不測の日数を要したための繰り越しです。次に町道下郷郷川線路肩整備工事は 200 万円の繰り越しで、河川の占用協議に不測の日数を要したための繰り越しです。次に町道区画線整備工事は 350 万円の繰り越しで、箇所の選定調整に不測の日数を要したための繰り越しです。次に町道寺ノ下宮ノ浴線路肩整備工事は 350 万円の繰り越しで、県内の災害復旧事業に伴い、近隣業者の確保調整に不測の日数を要したための繰り越しです。次に大規模林道災害防止立木除去工事は 150 万円の繰越で、県内の災害復旧事業に伴い、近隣業者の確保調整に不測の日数を要したための繰り越しです。次に支障木伐採工事は 550 万円の繰越で、県内の災害復旧事業に伴い近隣業者の確保調整に不測に日数を要したための繰り越しです。次に阿武町文化ホール空調関係改善工事は１億 4113 万円の繰り越しで、資材不足等により資材の調達に不測の日数を要するための繰り越しです。最後にＡＢＵファクトリーパーク整備事業は 6580 万円の繰り越しで、造成工事測量設計業務の業者選定、およびボーリング工事、農業倉庫解体等のスケジュール調整、農振除外手続き等の協議にそれぞれに不測の日数を要したための繰り越しです。

続きまして８ページをお願いいたします。第３表債務負担行為の補正であります。これは漁業近代化資金利子補給金として、令和５年度から令和 10 年度までの６年間で 17 万 7000 円を限度として、利子補給にかかる債務負担行為を行うための補正、およびスクールバス運行委託事業として、令和６年度から令和８年度までの３年間で、5522 万 1000 円を限度として、委託料にかかる債務負担行為を行うための補正を行うものです。

続いて９ページをお願いいたします。第４表地方債補正の変更でありますが、これは過疎対策道路整備事業費の起債の限度額を、1500 万円から 3000 万円に変更するものであります。以上で説明を終わります。

○議長　次に議案第 13 号、令和５年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第３回)について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長　議案書の 57 ページをお願いします。議案第 13 号、令和５年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第３回)について、ご説明いたします。

今回の補正は、172 万 1000 円を減額し、補正後の予算を５億 6160 万 7000 円

とするものです。それでは、別冊補正予算書の 64・65 ページをお願いします。歳出からご説明いたします。１款・総務費、１項・総務管理費、１目・一般管理費は 165 万円の減額です。これは制度改正に伴うシステム改修費を実績により減額するものです。２項・徴税費、１目・賦課徴収費は２万 2000 円の増額です。これは口座振替手数料を増額するものです。続いて２款・保険給付費、６項１目・傷病手当金は 30 万円の減額です。これは、新型コロナウイルスによる傷病手当金制度が廃止となったため減額するものです。続いて５款１項・保健事業費、２目・疾病予防費は 117 万 7000 円の減額です。これは、日帰り人間ドックの実績見込みによる委託料と償還払金の減額です。続いて７款・諸支出金、１項・償還金及び還付加算金、４目・償還金は 45 万 9000 円の増額です。これは、令和３年度の特別調整交付金の精算に伴う返還金の新規計上です。次のページをお願いします。２項・繰出金、１目・診療施設繰出金は７万 5000 円の増額です。これは国保直診特別会計への繰出金の増額です。続いて 60・61 ページをお願いします。歳入についてご説明いたします。１款１項・国民健康保険税、１目・一般被保険者国民健康保険税は 405 万 4000 円の減額です。これは国保税の収納見込みによる減額です。続いて、４款・県支出金、１項・県補助金、１目・保険給付費等交付金は 156 万 9000 円の増額です。これは特別交付金の収納見込みによるものです。続いてページをまたぎますが、６款１項・繰入金、１目・一般会計繰入金は 286 万 6000 円の減額です。これは、保険基盤安定負担金繰入金における保険税軽減分の繰り入れの減額、および職員の人件費にかかる繰り入れを実績見込みで減額しております。続いて、７款１項・繰越金、２目・その他繰越金は 363 万円の増額です。これは前年度からの繰越金で、前年度の決算額に合わせて増額するものです。以上で説明を終わります。

○議長　次に議案第 14 号、令和５度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第２回)について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長　議案書の 58 ページをお願いします。議案第 14 号、令和５年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第２回)について、ご説明いたします。

今回の補正は 368 万 4000 円を減額し、補正後の予算を 4958 万円とするものです。それでは、別冊補正予算書の 76、77 ページをお願いします。歳出からご説明します。１款・総務費、１項・総務管理費、１目・一般管理費は 368 万 4000 円の減額です。これは職員の人件費の実績見込みによる減額になります。

続いて 74・75 ページをお願いします。歳入についてご説明いたします。１款・診療収入、１項・外来収入、１目・国民健康保険診療報酬収入は 50 万円の減額、２目・社会保険診療報酬収入は 30 万円の増額、３目・後期高齢者診療報酬収入は 190 万円の減額、４目・その他の診療報酬収入は 80 万円の増額

です。いずれも収納見込みによるものです。続いて、３款１項・繰入金、１目・事業繰入金は７万 5000 円の増額です。これは国保事業特別会計からの繰入金で、特別調整交付金の収納実績によるものです。２目・一般会計繰入金は 250 万 8000 円の減額です。これは職員の人件費減額に伴う繰入金の減額です。続いて、４款１項１目・繰越金は４万 9000 円の増額です。これは前年度からの繰越金で、前年度の決算額に合わせ増額するものです。以上で説明を終わります。

○議長　次に議案第 15 号、令和５年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第１回)について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長　議案書の 59 ページをお願いします。議案第 15 号、令和５年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第１回)について、ご説明いたします。

今回の補正は 321 万 6000 円を減額し、補正後の予算を 7841 万 1000 円とするものです。それでは、別冊補正予算書の 86・87 ページをお願いします。歳出からご説明いたします。２款１項１目・後期高齢者医療広域連合納付金は、321 万 6000 円の減額です。これは広域連合に支払う負担金の実績見込みによる減額となります。

続いて 84・85 ページをお願いします。歳入についてご説明いたします。１款１項・後期高齢者医療保険料、１目・特別徴収保険料は 361 万 8000 円の減額、２目・普通徴収保険料は 139 万 5000 円の増額です。これらは、後期高齢者の保険料の現年度分における収納見込みによるものです。続いて、３款・繰入金、１項・一般会計繰入金、２目・保険基盤安定繰入金は 139 万 3000 円の減額です。これは保険基盤安定負担金の額の確定に伴い、繰入金を減額するものです。続いて４款１項１目・繰越金は 40 万円の増額です。これは前年度からの繰越金で、前年度の決算額に合わせ増額するものです。以上で説明を終わります。

○議長　次に議案第 16 号、令和５年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第３回)について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長　議案書の 60 ページをお願いします。令和５年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第３回)について、ご説明いたします。

今回の補正は 453 万 6000 円を減額し、補正後の予算を６億 5038 万 8000 円とするものです。それでは、別冊補正予算書の 96・97 ページをお願いします。歳出からご説明いたします。１款・総務費、１項・総務管理費、１目・一般管理費は 453 万 6000 円の減額です。これは制度改正に伴うシステムの改修費を、実績により減額するものです。

続いて 94・95 ページをお願いします。歳入についてご説明いたします。１款・保険料、１項・介護保険料、１目・第１号被保険者保険料は７万 8000 円

の減額です。これは保険料の現年度分における収納見込みによる減額です。３款・国庫支出金、２項・国庫補助金、４目・介護保険事業費補助金は、333 万 8000 円の減額です。これはシステム改修にかかる費用の減額に伴い、補助金も減額となることから減額をするものです。続いて、６款・繰入金、１項・一般会計繰入金、３目・低所得者保険料軽減繰入金は 13 万 7000 円の増額です。これは低所得者の保険料軽減分の実績に伴う繰入金の増額です。４目・その他一般会計繰入金は 125 万 7000 円の減額です。これは職員の人件費と一般管理費の実績見込みにより減額するものです。以上で説明を終わります。

○議長　次に議案第 17 号、令和５年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第３回)について説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長　議案書の 61 ページをお願いします。議案第 17 号、令和５年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第３回)について説明します。

今回の補正は、予算総額から５万円を減額し、歳入歳出それぞれ 9191 万円とします。別冊補正予算書の 108・109 ページをお願いします。歳出から説明します。１款・総務費、１項・総務管理費、１目・処理施設維持管理費、10 節・光熱水費は、実績見込み等による５万円の減額です。

106・107 ページをお願いします。歳入について説明します。１款・使用料及び手数料、１項・使用料、１目・処理施設使用料は実績見込みによる５万円の減額です。102 ページをお願いします。第２表繰越明許費です。対象は奈古地区漁業集落排水施設機能保全改築工事で 4923 万円です。103 ページをお願いします。繰越明許費の繰越理由ですが、機器および資材不足等により資材の調達に不測の日数を要したことによる繰り越しです。以上で説明を終わります。

○議長　以上で補正予算関係の説明が終わりました。ここで昼食のため、会議を閉じます。午後は 13 時から開会いたします。

休憩(１１時５１分～１３時００分)

○議長　昼食のための休憩を閉じて、会議を続行いたします。

○議長　続きまして議案第18号、令和６年度阿武町一般会計予算について説明を求めます。副町長。

○副町長　それでは議案書の62ページをお願いいたします。議案第18号、令和６年度阿武町一般会計予算についてご説明いたします。

まず第１条は、令和６年度阿武町一般会計予算の総額を33億800万円と定めるものです。第２項は、歳入歳出予算の款項の区分とその金額は別冊予算書の第１票、歳入歳出予算のとおりとするものです。また第２条は、地方債の

目的や限度額、起債の方法、利率および償還の方法を定めるもので、第２表地方債のとおりであります。第３条は、一時借入金の限度額最高限度額を５億円と定めるものです。そして第４条は、歳出予算の各項の金額の流用について、各項に計上した給料、職員手当および共済費についてのみ、同一款内での流用ができる旨を定めるものであります。以上で説明を終わります。

○議長　続いて説明をお願いいたします。説明は歳出からお願いします。50ページ議会費から、議会事務局長。

(議会費を説明。)

○議長　続いて、副町長。

(一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費を説明。)

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

(企画総務費、企画振興費、文書広報費を説明。)

○議長　続いて、副町長。

(防災行政無線費、交通安全対策費を説明。)

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

(まち・ひと・しごと創生特別事業費を説明。)

○議長　続いて、戸籍税務課長。

(税務総務費、賦課徴収費を説明。)

○議長　続いて、副町長。

(固定資産評価費、固定資産評価審査委員会費を説明。)

○議長　続いて、戸籍税務課長。

(戸籍住民基本台帳費を説明。)

○議長　続いて、選挙管理委員会事務局長。

(選挙管理委員会費、選挙啓発費を説明。)

○議長　続いて、まちづくり推進課長。

(指定統計調査費を説明。)

○議長　続いて、監査委員事務局長。

(監査委員費を説明。)

○議長　続いて、健康福祉課長。

(社会福祉総務費、老人福祉費を説明。)

○議長　続いて、戸籍税務課長。

(国民年金事務費を説明。)

○議長　続いて、健康福祉課長。

(児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、災害救助費、保健衛生総務費、環境衛生費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、子育て世代包

括支援センター費、塵芥処理費、し尿処理費を説明。）
○議長　続いて、まちづくり推進課長。
（労働諸費を説明。）
○議長　続いて、農林水産課長。
（農業委員会費、農業者年金事務費、農業政策費、畜産業費、中山間地域等直接支払事業費、農山漁村女性活動推進事業費を説明。）
○議長　続いて、土木建築課長。
（農村整備費、農村災害対策整備事業費を説明。）
○議長　続いて、農林水産課長。
（多面的機能支払交付金事業費、阿武町西台放牧場管理費を説明。）
○議長　続いて、土木建築課長。
（農業競争力強化基盤整備事業費を説明。）
○議長　続いて、農林水産課長。
（林業政策費、林野管理費、林業センター費、森林整備地域活動支援事業費を説明。）
○議長　続いて、土木建築課長。
（小規模治山事業費を説明。）
○議長　続いて、農林水産課長。
（水産業政策費を説明。）
○議長　続いて、土木建築課長。
（漁港管理費、漁業集落環境整備事業費を説明。）
○議長　続いて、農林水産課長。
（単県農山漁村魚礁整備事業費を説明。）
○議長　続いて、土木建築課長。
（漁港建設費、漁港単独改良事業費を説明。）
○議長　続いて、まちづくり推進課長。
（商工政策費、観光費、道の駅産業振興費、地域内循環地方創生特別事業費を説明。）
○議長　続いて、土木建築課長。
（土木総務費、道路費、橋梁費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費、河川費、住宅管理費、特定公共賃貸住宅管理費を説明。）
○議長　続いて、副町長。
（消防費、災害対策費を説明。）
○議長　続いて、教育委員会事務局長。
（教育委員会費、事務局費、教職員住宅管理費、(小)学校管理費、教育振興費、給食センター費、(中)学校管理費、教育振興費、外国青年英語指導事業費を説明。）

○議長　事務局長の説明を受けると、時間がかなりかかりますので、ここで 10 分間休憩したいと思います。

休憩（１４時０７分～１４時１５分）

○議長　それでは休憩を閉じて、休憩前に引き続き、説明をお願いします。
教育委員会事務局長、社会教育総務費からお願いします。
（社会教育総務費、公民館費、町民センター費、生涯学習振興費、文化財保護費、放課後子ども教室費、保健体育総務費、体育センター等費を説明。）
○議長　続いて、土木建築課長。
（単独災害復旧事業費、単独災害復旧事業費を説明。）
○議長　続いて、副町長。
（元金、利子を説明。）
○議長　続いて、まちづくり推進課長。
（諸支出金を説明。）
○議長　続いて、副町長。
（予備費を説明。）
○議長　以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。16 ページ、１款・町税から。副町長。
（歳入について説明。）
○議長　次に議案第 19 号、令和６年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算について、説明を求めます。健康福祉課長。
○健康福祉課長　それでは議案書の 63 ページをお願いします。議案第 19 号、令和６年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算について、ご説明いたします。
　歳入歳出予算の総額を、５億 6929 万 3000 円とするものです。 それでは、別冊予算書の 186・187 ページをお願いします。
（歳出・歳入について説明する。）
○議長　みなさんにお諮りします。本来なら、ここで休憩に入るところですが、後少しですので、続けてやりたいと思います。
（「はい」という声あり。）
○議長　次に議案第 20 号、令和６年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算について、説明を求めます。健康福祉課長。
○健康福祉課長　議案書の 58 ページをお願いします。議案第 14 号、すみません、間違えました、64 ページですね、議案第 20 号令和６年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額を、3900 万 5000 円とするものです。 それでは、別冊予算書の 218・219 ページをお願いします。
(歳出・歳入について説明する。)
○議長　次に議案第 21 号、令和６年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について、説明を求めます。健康福祉課長。
○健康福祉課長　議案書の 65 ページをお願いします。議案第 21 号、令和６年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明いたします。
歳入歳出予算の総額を、9280 万 3000 円とするものです。 それでは、別冊予算書の 240・241 ページをお願いします。
(歳出・歳入について説明する。)
○議長　次に議案第 22 号、令和６年度阿武町介護保険事業特別会計予算について、説明を求めます。健康福祉課長。
○健康福祉課長　議案書の 66 ページをお願いします。議案第 22 号、令和６年度阿武町介護保険事業特別会計予算について、ご説明いたします。
歳入歳出予算の総額を、６億 906 万 6000 円とするものです。 なお歳出予算の流用については、地方自治法第 220 条第２項ただし書きの規定により、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合には、同一款内でこれらの経費の各項の間の流用ができるよう定めます。それでは、別冊予算書の 258・258 ページをお願いします。
(歳出・歳入について説明する。)
○議長　次に議案第 23 号、令和６年度阿武町簡易水道事業会計予算について、説明を求めます。土木建築課長。
○土木建築課長　議案第 23 号、令和６年度阿武町簡易水道事業会計予算について、ご説明します。
はじめに、簡易水道事業並びに集落排水事業については、令和６年度から、単式簿記のいわゆる官庁会計から、複式簿記の公営企業会計へ移行します。これはすでにご案内のとおり、総務省から小規模自治体の簡易水道事業、および集落排水事業についても、公営企業会計へ移行するよう要請があり、これに対応したものでありますが、このことにより、経営状況を的確に把握し、適正な使用料金の設定や将来の経営計画に役立てるとともに、整理した資産の情報を活用し、上下水道施設の老朽化対策や、更新を計画的に進めるなど、持続可能な事業運営を推進するものであります。
それでは議案書の 67 ページをお願いします。
（歳出・歳入について説明する。）
○議長　次に次に議案第 24 号、令和６年度阿武町集落排水事業会計予算について、説明を求めます。土木建築課長。
○土木建築課長　議案第 24 号、令和６年度阿武町集落排水事業会計予算につ

いて、ご説明します。
　議案書の 69 ページをお願いします。
（歳出・歳入について説明する。）
○議長　以上で、全議案の説明を終わります。

　日程第 30　委員会付託

○議長　日程第 30、委員会付託を行います。お諮りします。ただ今議題となっております議案第２号から議案第 10 号、発議第１号、議案第 12 号から議案第 24 号までについては、会議規則第 39 条第１号の規定により、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　全員ご異議なしと認めます。よって議案第２号から議案第 10 号、発議第１号、議案第 12 号から議案第 24 号までについては、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。
○議長　以上で本日の議事日程は、全て終了しました。本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。 一同礼。お疲れさまでした。

　閉会　１５時４６分

地方自治法第 123 条第２項の規定により署名します。

阿武町議会議長　　末　若　憲　二

阿武町議会議員　　市　原　　旭

阿武町議会議員　　米　津　高　明